

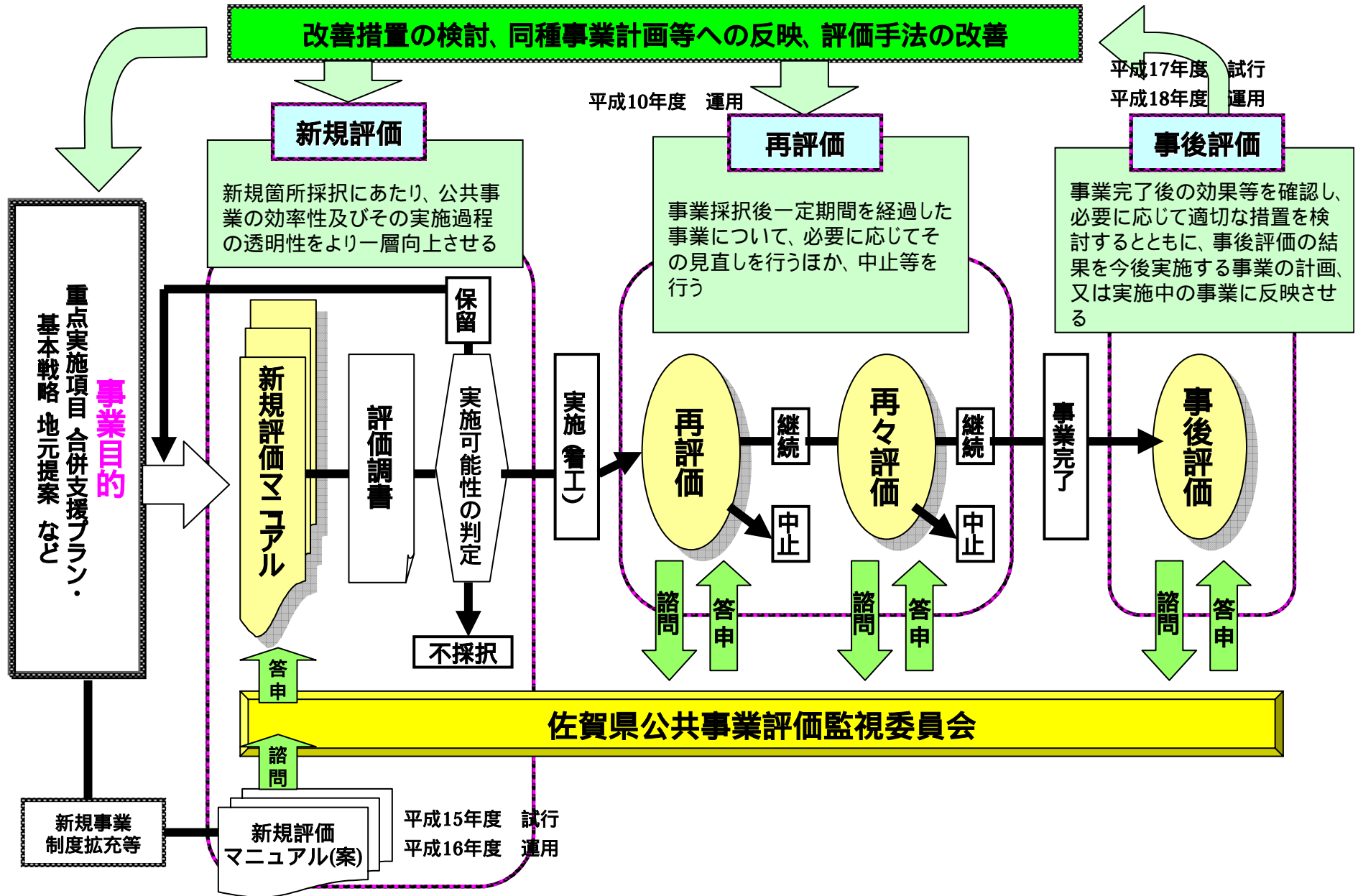
平成19年度

佐賀県公共事業評価監視委員会

佐 賀 県

新規箇所評価の 基本的考え方について

佐賀県公共事業評価システム



新規箇所評価の基本的考え方について

新規箇所評価は、新たに事業に着手しようとする箇所について、事業区分毎に新規評価マニュアルに基づいて「事業の位置付け」「必要性・効果」「実施環境」の視点から評価を行い、その箇所の予算化の優先度を決定し、新規箇所の決定過程の透明性を図るものです。

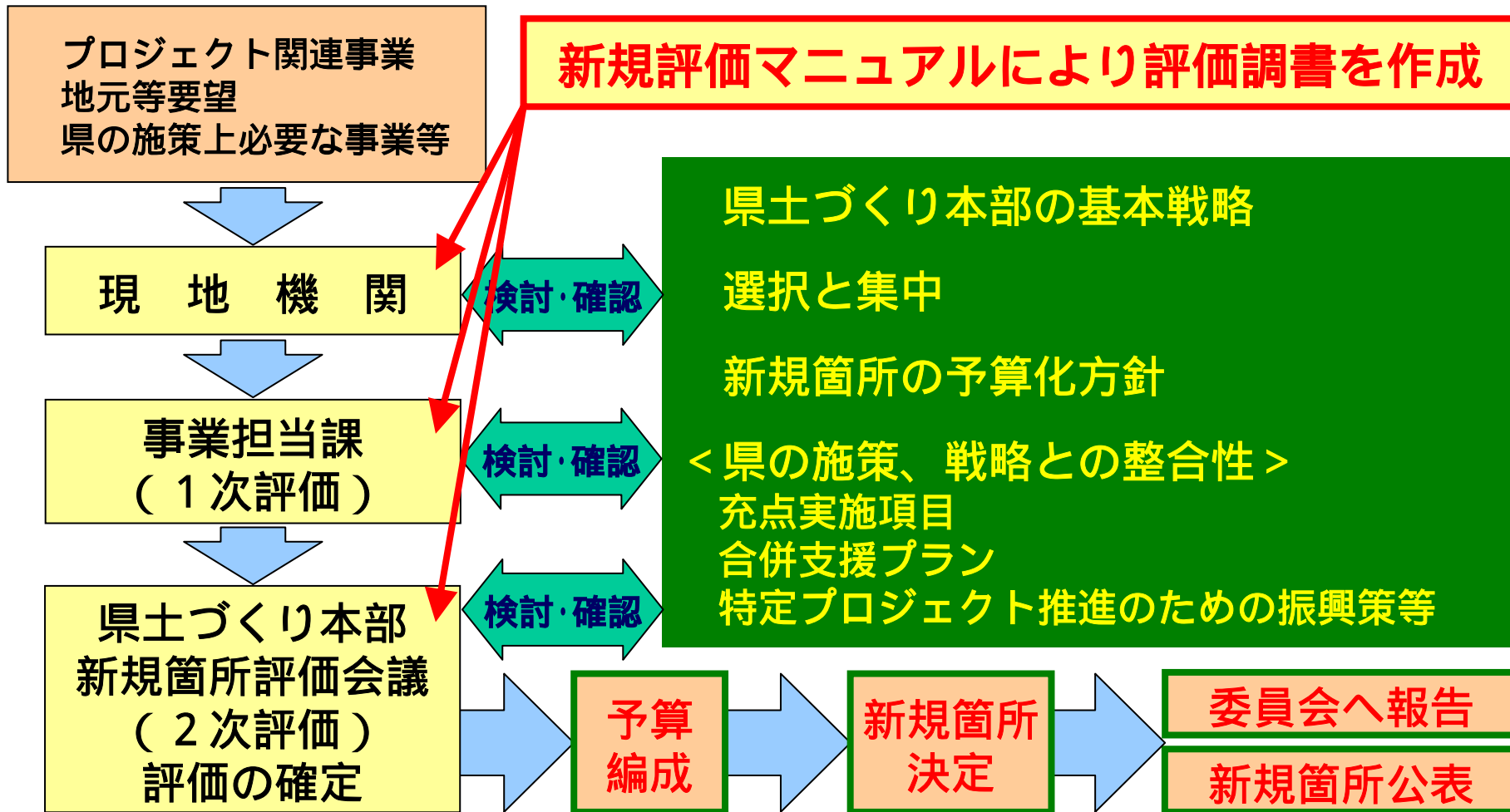
評価は、現地機関が、新規評価マニュアルに基づいて評価調書を作成し、各事業担当課による評価（1次評価）、県土づくり本部による評価会議（2次評価）を経て評価が確定します。

確定した評価結果が、判断、の箇所は予算化が可能ですが、判断の箇所は予算化ができません。

判断、の箇所の中から、県土づくり本部の基本戦略に沿って充点実施項目や合併支援プラン、特定プロジェクト推進のための振興策等を優先し、選択と集中により新規箇所の予算化を行いました。

平成19年度 新規箇所決定までの流れ

対象事業：県が事業主体の公共事業
ただし、災害復旧事業、全体事業費が1千万円未満の小規模事業を除く



新規評価マニュアル改訂

【農地整備課】

産業活性化事業

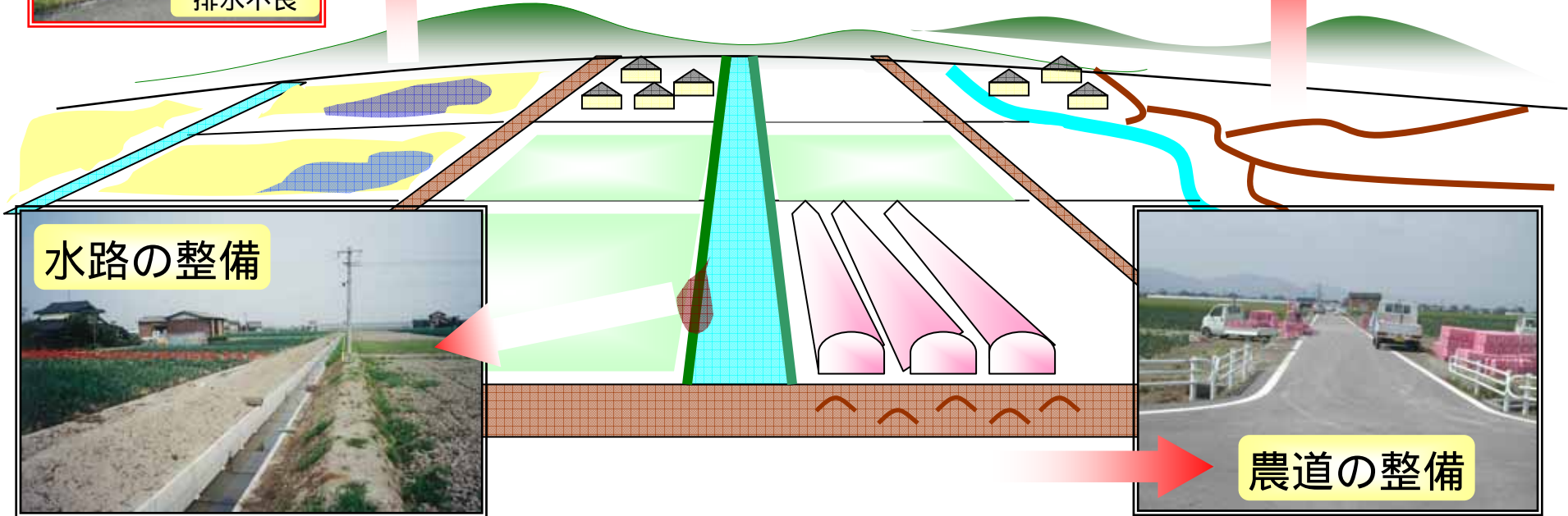
対象事業：土地改良総合整備事業

今回のマニュアル改訂点

- ・ 事業名の変更
- ・ 評価視点「位置付け」の見直し

経営体育成基盤整備事業

地域のニーズに応じた農業生産基盤の整備を行います



・事業名の変更

事業名

『土地改良総合整備事業』

『経営体育成基盤整備事業』

事業要件の変更点

採択農地面積の変更

60 ha以上

20 ha以上

担い手農家数の増加

担い手農家が経営する農地面積の増加

担い手農家とは、認定農業者(経営4 ha以上)や
集落営農組織(経営20 ha以上)

・ 評価視点「位置付け」の見直し

現行【評価体系図】

(評価視点)

(評価項目)

(評価指標)

・ 位置付け
(県の施策や役割)

各種計画との整合性

農業振興地域整備計画等

農業振興

農地の高度利用

農業生産性の向上

経営規模の拡大

指定作物(麦・大豆・飼料作物)の拡大

産地指定作物(野菜・果樹)の導入

産地としての集团的取り組み

[今回見直しを行った指標]

[その 1]

統合による見直し

[その 2]

基準値を見直し

〔その1〕

【現行の評価】

評価指標 『農地の高度利用』

事業後、耕地利用率 (1) が 10% 以上増加すること

評価指標 『指定作物の拡大』

事業後、麦・大豆・飼料作物の作付率 (2) が 25% 以上となること

～佐賀県の実態を見ると～

これに対し

1 耕地利用率 **144%** (H18) 全国1位 (全国平均値は93%)

2 麦・大豆・飼料作物の作付率 **67%** (H18) (全国平均は18%)

見直し

本県では、裏作で麦などが盛んに栽培されているため、耕地利用率及び麦などの作付率が高い

【見直し内容】

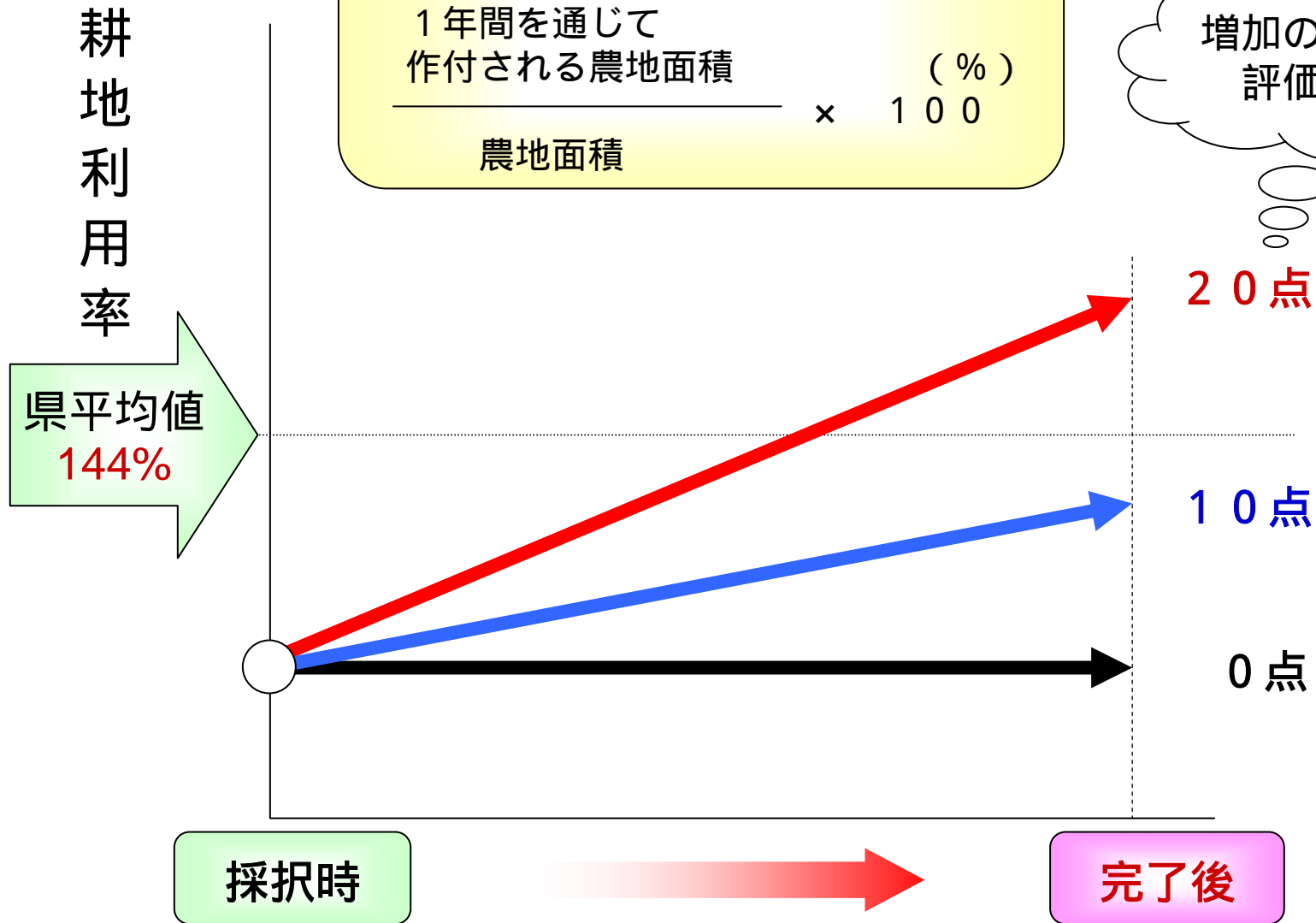
2指標を統合し、本県の耕地利用率を判断基準とした見直しを行う

具体的な評価方法

耕地利用率とは

$$\frac{\text{1年間を通じて作付される農地面積}}{\text{農地面積}} \times 100 (\%)$$

増加の程度で
評価する



〔その2〕

【現行の評価】

評価指標 『経営規模の拡大』

事業後、担い手が経営する農地の面積が概ね40%以上増加すること
または、地区の農地の25%以上を担い手が経営すること

これに対し

～佐賀県の実態を見ると～

- ・ H19の経営安定対策を契機に集落営農の急速な組織化が進んだ
- ・ これら担い手農家は、県内水田の64%を経営している

見直し

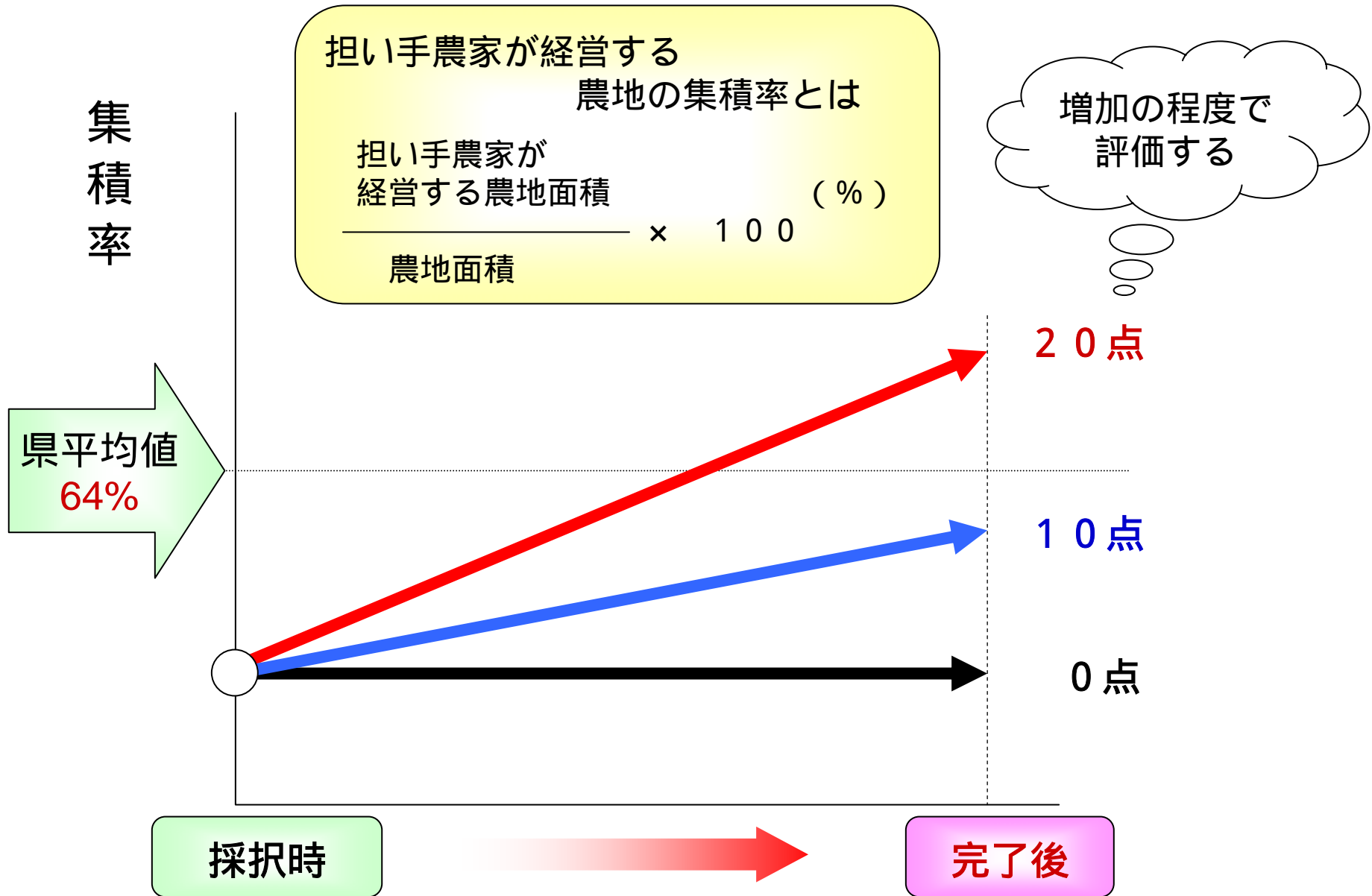
経営安定対策とは、担い手農家の
所得を補償する制度

担い手農家への農地の集積が急速に進んだため、県内の集積率が高まった

【見直し内容】

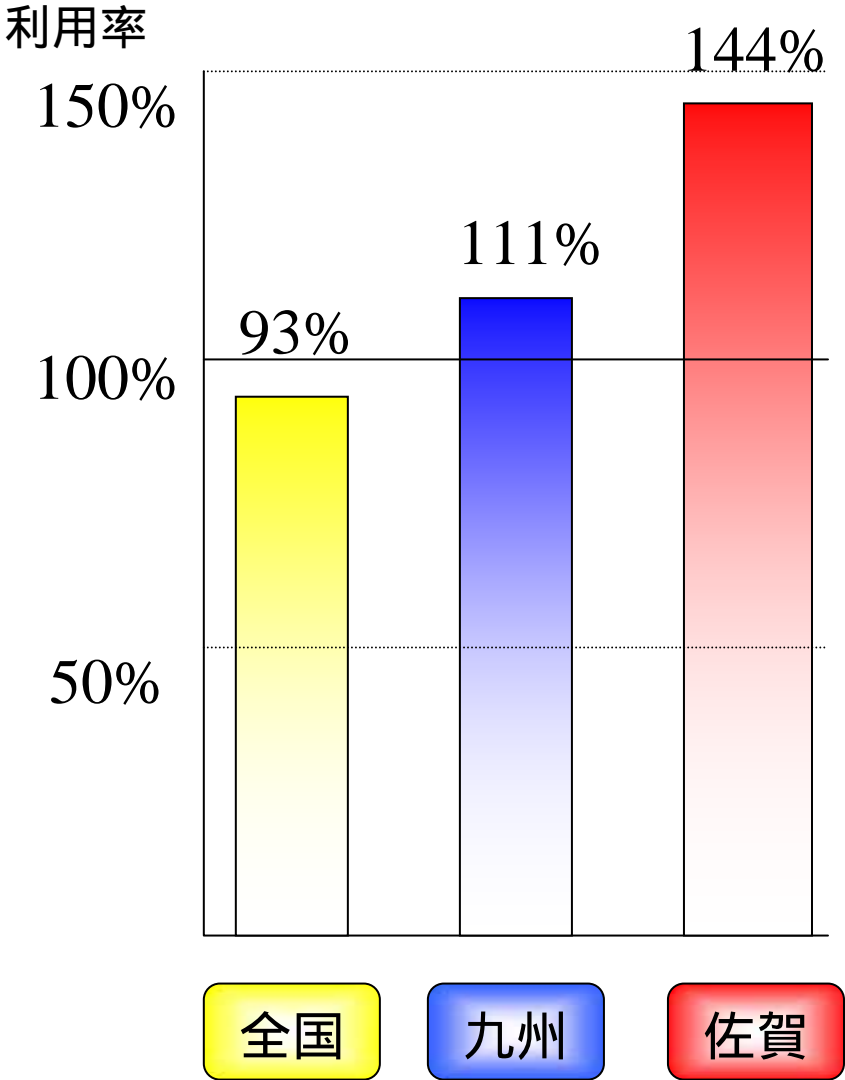
本県の担い手農家が経営する農地の集積率を判断基準とした見直しを行う

具体的な評価方法

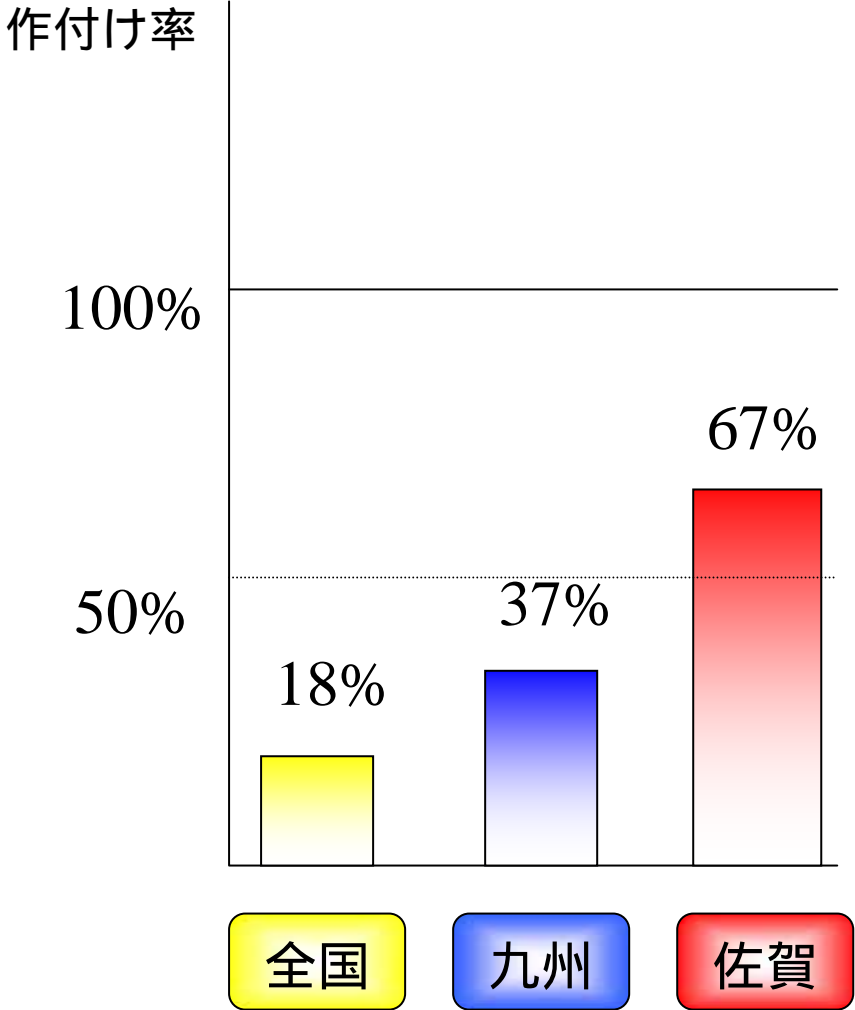


参考資料〔その1〕

耕地利用率(水田)



麦、大豆、飼料作物の作付け(水田)



参考資料〔その2〕

担い手農家が経営する農地面積率

